

佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第二十七号

佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部
を改正する規則

佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成二十二年佐賀県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「改正後の」の下に「佐賀県現業職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）を、「行われた職員」の下に「第六項の規定による切替えが行われた職員を除く。」を加える。

附則第三項に次の一号を加える。

三 前二号に掲げる職員以外の職員 切替日の前日においてその者が受けていた職務の級及び号給

附則第五項中「又は当該職員でなくなった者」を削り、「、知事が別に定める」の下に「職務の級及び号給とする」を加える。

附則第十項を附則第十三項とし、附則第九項を附則第十二項とし、附則第八項を附則第十一項とし、同項の前に次の一項を加える。

10 第六項の規定による切替えに伴う必要な経過措置は、知事が別に定める。

附則第七項を附則第九項とし、附則第六項中「第三項」を「第三項から第五項まで（第三項第三号を除く。）」に改め、同項を附則第八項とし、同項の前に次の二項を加える。

6 切替日後に第三項の知事が別に定める職員でなくなった者の職務の級及び号給は、知事が別に定める職務の級及び号給とする。

(切替日における昇格の特例)

7 切替日に昇格した職員については、当該昇格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして改正後の規則第七条の規定を適用する。

附則別表第二中「附則第六項関係」を「附則第八項関係」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。